

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧				新				
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 2-1~2-6の2 (略) 2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能 2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額 1中継局イーサネットスイッチごとに月額				料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 2-1~2-6の2 (略) 2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能 2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額 1中継局イーサネットスイッチごとに月額				
区 分		料金額	備 考	区 分		料金額	備 考	
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	564,529 円	—	イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	417,917 円	—	
2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額 都道府県の区域ごとに月額				2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額 都道府県の区域ごとに月額				
区 分		料金額	備 考	区 分		料金額	備 考	
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	295,529 円	—	イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	138,231 円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	400,021 円				20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	187,096 円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	477,378 円				30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	223,267 円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	540,623 円				40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	252,837 円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	596,271 円				50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	278,852 円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	645,407 円				60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	301,822 円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	690,200 円				70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	322,760 円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	731,737 円				80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	342,175 円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	770,018 円				90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	360,066 円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	806,128 円				100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	376,942 円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,092,334 円				200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	510,668 円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,304,731 円				300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	609,865 円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,480,222 円				400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	691,799 円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,631,834 円				500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	762,562 円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,768,250 円				600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	826,217 円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,892,727 円				700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	884,286 円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,007,434 円				800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	937,785 円
900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,114,543 円	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	987,730 円					
1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,215,140 円	1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,034,629 円					
2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,013,790 円	2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,406,630 円					
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,611,634 円	3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,684,697 円					
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,110,705 円	4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,916,557 円					
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,546,820 円	5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,118,967 円					
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,938,432 円	6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,300,559 円					

	7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	5,298,566 円
	8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	5,631,565 円
	9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	5,943,941 円
	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	6,240,035 円

	7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,467,425 円
	8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,621,598 円
	9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,766,124 円
	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,903,033 円

2 - 6の3 - 3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(単位料金区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	249,646 円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	338,080 円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	403,616 円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	457,243 円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	504,459 円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	546,179 円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	584,235 円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	619,544 円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	652,104 円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	682,832 円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	926,914 円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,108,710 円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,259,363 円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,389,864 円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,507,542 円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,615,145 円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,714,503 円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,807,450 円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,894,900 円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,594,458 円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,124,561 円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,571,310 円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,964,933 円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,321,001 円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,650,506 円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,957,112 円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	5,246,314 円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	5,521,777 円		

2 - 7 - 2 - 1 2 (略)

2 - 6の3 - 3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(単位料金区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	234,046 円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	316,864 円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	378,201 円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	428,367 円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	472,519 円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	511,515 円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	547,075 円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	580,056 円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	610,460 円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	639,145 円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	866,709 円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,035,845 円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,175,765 円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,296,783 円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,405,770 円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,505,306 円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,597,109 円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,682,897 円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,763,530 円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,405,738 円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,888,985 円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,294,040 円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,649,259 円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,969,248 円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,264,320 円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,537,910 円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,795,174 円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	5,039,549 円		

2 - 7 - 2 - 1 2 (略)

2 - 1 3 ルーティング伝送機能

区 分	単 位	料金額	備 考
(1) 一般収容局 ルータ接続ル ーティング伝 送機能	一般収容局ル ータにおける 1 I P 通信網 収容装置ごと に月額	2,452,674円	_____
(2) 一般中継局 ルータ接続ル ーティング伝 送機能	1 ポートごと に月額	5,347,588円	_____
(3) ~ (4) (略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接 続ルーティン グ伝送機能	1 通信ごとに	1.0034円	_____
	1 秒ごとに	0.027076円	_____

2 - 1 3 ルーティング伝送機能

区 分	単 位	料金額	備 考
(1) 一般収容局 ルータ接続ル ーティング伝 送機能	一般収容局ル ータにおける 1 I P 通信網 収容装置ごと に月額	2,178,393円	_____
(2) 一般中継局 ルータ接続ル ーティング伝 送機能	1 ポートごと に月額	6,541,667円	_____
(3) ~ (4) (略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接 続ルーティン グ伝送機能	1 通信ごとに	0.92732円	_____
	1 秒ごとに	0.024371円	_____

附 則 (平成 23 年 4 月 4 日西相制第 117 号)

この改正規定は、平成 23 年 4 月 5 日から実施し、平成 23 年 4 月 1 日に遡及して適用します。